

BEACHTOWN服部緑地スタジオレンタル利用規約

第1条（ご予約について）

- ・ご予約・ご相談はメールまたは店頭にて承っております。
- ・時間貸しは **2ヶ月先まで** ご予約可能です。
- ・定期利用（毎週・隔週利用）は **4ヶ月先まで** ご予約可能です。
- ・5ヶ月以上の長期利用をご希望の場合は別途ご相談ください。
- ・予約は施設側の確認連絡をもって正式予約となります。

第2条（利用区分について）

利用目的により **一般利用（非営利）** と **商用利用** に区分されます。

【一般利用】 趣味練習、個人利用、非営利撮影など

【商用利用】 有料レッスン・ワークショップ・参加費を伴うイベント・企業利用・広告
宣伝撮影・収益化動画撮影など

※詳細は、別紙 一般利用/商用利用区分についての資料をご確認ください。

第3条（スタジオ利用について）

- ・スタジオ内は **禁煙**です。
- ・酒気を帯びた方の利用は禁止します。
- ・設備は予告なく変更される場合があります。
- ・スタジオ内は防犯カメラにより管理しています。
- ・機材破損があった場合は修理費をご負担いただきます。

第4条（利用人数について）

- ・利用用途により安全な利用人数が異なるため事前にご相談ください
- ・大人数利用の場合は事前にご相談ください。

第5条（利用時間・延長について）

利用時間

- ・利用時間には **準備・後片付け・清掃時間**を含みます。
- ・予約終了時間までに完全退出をお願いいたします。

延長

- ・次の予約が入っていない場合に限り延長利用が可能です。
- ・延長をご希望の場合は事前にご連絡ください。
- ・延長料金は **1時間単位**で発生します。
- ・次の予約がある場合は延長できません。

無断延長

- ・予約時間を超えて利用された場合 **1時間分の延長料金**を請求させていただきます。
- ・次の予約に影響がある場合は追加料金を請求する場合があります。

第6条（スタジオ床利用について）

- ・スタジオ内は **土足禁止**です。（ピアノラウンジは土足可能）
- ・室内シューズ・ダンスシューズ・裸足での利用が可能です。
- ・屋外使用シューズは禁止です。
- ・床を傷つける恐れのある靴は禁止します。
- ・テープ使用や大型機材搬入は事前相談が必要です。

第7条（音量・設備について）

- ・近隣施設や公園利用者への配慮をお願いします。
- ・過度な音量の場合、音量調整をお願いする場合があります。
- ・スモーク・ヘイズマシンの使用は禁止します。

第8条（撮影利用について）

以下は禁止といたします。

- ・公序良俗に反する撮影 ・アダルト撮影 ・ヌード撮影

第9条（駐車場について）

- ・公園の駐車場をご利用ください。
- ・駐車場の空き状況について施設は責任を負いません。
- ・搬入搬出時のトラブルは利用者責任となります。

第10条（お支払いについて）

【時間貸し・1日貸し】

利用前までにフロントにてクレジットカードまたは電子マネーで店頭にてお支払いください

【定期利用・長期利用】

- ・月額固定料金の前払いとなります
- ・利用開始時に当月分および翌月分の2ヶ月分をお支払いいただきます。
- ・3ヶ月目以降は、前月25日までにフロントにてお支払いください。
- ・支払い方法はクレジットカードまたは電子マネーとなります。
- ・期日までにお支払いが確認できない場合 予約枠を開放する場合があります
- ・窓口での支払いを基本とさせていただいておりますが、お振り込みでの対応が必要な際は、施設までお問い合わせください。

第11条（キャンセルポリシーについて）

【時間貸し】

- ・7日前まで：無料 ・6～2日前：50% ・前日・当日：100%

【定期利用・長期利用】

- ・2ヶ月以降の利用終了希望月の 前月10日までのご連絡：解約可能
- ・前月10日以降のご連絡：翌月分料金が発生します
- 例 4月終了 → 3月10日までに連絡
- ※初回お支払い済みの2ヶ月分のご利用料金のご返金対応は致しかねます。

第12条（定期利用について）

- ・定期利用は、曜日および時間を固定した契約となります。
- ・祝日等の場合も、枠確保のため料金は同額となります。
- ・曜日変更は原則できません。
- ・定期利用は、原則として2ヶ月以上の継続利用を前提とします。
- ・ただし、期間限定での利用については内容に応じて個別にご案内いたします。
- ・期間限定利用の場合も、枠確保のため料金は通常の定期利用と同様の扱いとなります。
- ・定期利用は優先的に利用枠を確保いたします。

第13条（定期利用の解約について）

- ・終了する場合 利用終了月の前月10日までに連絡ください
- それ以降の連絡、または連絡がない場合は、翌月分もお支払いいただきます。

第14条（キャンペーン利用について）

- ・キャンペーン価格で定期利用契約をされた場合で、契約期間内に途中解約された場合、契約期間中に適用された割引額の差額を精算していただきます。
- 例 キャンペーン価格 3,200円 → 通常 3,575円
- 途中解約 → 差額分精算

第15条（定期利用権について）

- ・定期利用枠の第三者譲渡は禁止いたします。

第16条（反社会的勢力の排除）

- 1.現在および将来において、反社会的勢力と一切の関係を持たないことを表明し、保証します。
- 2.事業者は、利用者が次の各号の一に該当した場合には、何らの通知催告を要することなく利用資格を抹消することができるものとします。
 - ①利用者が、反社会的勢力であることが判明したとき。
 - ②自らまたは第三者を利用して、事業者に対し、暴力的行為、脅迫的言辞、偽計、または威力を用いて信用を毀損もしくは業務を妨害する行為などをしたとき。
 - ③反社会的勢力に自己の名義を利用させ、クラブへの入会および利用をしたとき。
- 3.利用者は、前項により利用資格が抹消された場合、事業者が被った損害を賠償する責を負うものとします。

第17条（規約の改正）

- 1.事業者は、利用者の承諾を得ることなく、本規約を変更することができるものとします。
- 2.変更後の本規約については、事業者が別途指定する場合を除いて、事業者が別途定める告知場所に掲示した時点より効力を生ずるものとします。

第18条（管轄裁判所）

利用者と事業者との間において訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所もしくは東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第19条（準拠法） 本規約に関する準拠法は、日本法とします。

第20条（損傷）

利用者は、自らの責に帰すべき事由により本施設、付帯設備、什器、備品等を破損・紛失した場合、直ちにクラブに連絡するとともに、当該破損等の修復に要する費用を全額負担するものとします。

第21条（施設の閉鎖・変更）

- 1.事業者は、天災地変、法令の制定改廃、行政指導、社会情勢、経済情勢の著しい変化、経営の都合その他やむを得ない事由が生じた場合、施設の全部もしくは一部を閉鎖し、またはその利用を制限することができるものとします。
- 2.事業者は、前項により当施設を閉鎖した場合、全ての会員・利用者を退会させることができるものとし、これに対する一切の補償を行わないものとします。
- 3.利用者は、前2項の場合においても、事業者に対し何らの異議を申し立てないものとします。

第22条（免責事項）

- 1.事業者は、施設内での怪我や事故、貴重品・手荷物などの盗難・紛失、その他施設の利用により発生した利用者の損害に関し、自らの責に帰すべき事由によるものを除き一切の責任を負わないものとします。
- 2.利用者は、他の利用者または第三者との間において紛争が生じた場合、自らの責任と費用負担をもって処理解決するものとし、事業者は何らの迷惑損害もかけないものとします。

本規約の内容を確認し、同意のうえスタジオを利用します。

日付 年 月 日

氏名（署名）

住所

電話番号

メールアドレス